

平成21年3月6日

各 位

会社名 株式会社アプラス  
代表者名 代表取締役社長  
クラーク・ダグラス・グラニンジャー  
(コード番号 8589 大証第一部)  
本社事務所 東京都新宿区新小川町4番1号  
責任者 常務執行役員 野口 郷 司  
最高財務責任者  
問合せ先 広報室 TEL (03) 5229-3986 (直通)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年3月6日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件(1)」について、本年3月24日予定の書面決議によるB種・C種・F種およびG種優先株主に係る種類株主総会、ならびに本年3月24日開催予定の臨時株主総会および普通株主に係る種類株主総会に付議すること、ならびに「定款一部変更の件(2)」について、同臨時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款の一部変更理由

##### (1) 定款一部変更の件(1)(優先株式発行に係る変更)

本日公表いたしました、「自己株式(優先株式)の取得に関するお知らせ」、「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」のとおり、経営環境が急速に変化する中、資本構成の再構築を図り、安定的な資本構成を裏づけとした事業展開により、より着実に戦略プランを遂行することを目的に、新種の優先株式(H種優先株式)の発行を予定しておりますが、H種優先株式の発行を可能とするために、新たな株式の種類としてH種優先株式を追加し、H種優先株式に関する規定を新設するほか所要の変更を行うものであります。

(別紙「定款一部変更の件(1)」 変更定款案第7条、第13条の3、第13条の4、第13条の5、第13条の6、第13条の7および第13条の8)

##### (2) 定款一部変更の件(2)(株券電子化に伴う変更)

###### ①「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」

(平成16年法律第88号)附則第6条第1項の定めにより、当社は同法の施行日において、いわゆる株券の電子化に伴い、株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされています。このため、現行定款第8条(株券の発行)および第9条第2項(単元未満株券の不発行)の規定は不要となりますので、これを削除するとともに、その他条数の繰上げおよび条文の形式的な整備等を行うものであります。

(別紙「定款一部変更の件(2)」 変更定款案第8条～第37条、附則第1条および第2条)

###### ②金融商品取引法第24条の4の7の規定に合わせ、一部語句の変更を行うものであります。

(別紙「定款一部変更の件(2)」 変更定款案第12条の3第11項)

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

## 3. 日程（予定）

### （1）定款一部変更の件（1）

B種・C種・F種およびG種優先株主に係る種類株主総会 [書面決議]	平成21年3月24日
臨時株主総会および普通株主に係る種類株主総会	平成21年3月24日
定款変更の効力発生日	平成21年3月24日

※「定款一部変更の件（1）」は、臨時株主総会において承認されること、ならびに普通株主による種類株主総会、B種優先株主による種類株主総会、C種優先株主による種類株主総会、F種優先株主による種類株主総会およびG種優先株主による種類株主総会において承認されることを条件とします。

### （2）定款一部変更の件（2）

臨時株主総会	平成21年3月24日
定款変更の効力発生日	平成21年3月24日

※「定款一部変更の件（2）」は、臨時株主総会において承認されることを条件とします。

※「定款一部変更の件（1）」に関連する本日公表のリリース

「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」

「自己株式（優先株式）の取得に関するお知らせ」

以 上

本件に関する問合せ先  
広報室 TEL 03-5229-3986  
バーナル、金崎

現行定款	変更定款案
<b>第2章 株 式</b>	<b>第2章 株 式</b>
<p>第7条 (発行可能種類株式総数) 当社の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 普通株式については 1,225,396,072株</li> <li>2. B種優先株式については 10,000,000株</li> <li>3. C種優先株式については 15,000,000株</li> <li>4. D種優先株式については 49,000,000株</li> <li>5. E種優先株式については 70,500,000株</li> <li>6. F種優先株式については 10,000,000株</li> <li>7. G種優先株式については 25,000,000株 <u>(新設)</u></li> </ol>	<p>第7条 (発行可能種類株式総数) 当社の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 普通株式については 1,225,396,072株</li> <li>2. B種優先株式については 10,000,000株</li> <li>3. C種優先株式については 15,000,000株</li> <li>4. D種優先株式については 49,000,000株</li> <li>5. E種優先株式については 70,500,000株</li> <li>6. F種優先株式については 10,000,000株</li> <li>7. G種優先株式については 25,000,000株</li> <li>8. <u>H種優先株式については</u> <u>40,500,000株</u></li> </ol>
<b>第2章の2 優先株式</b>	<b>第2章の2 優先株式</b>
<p>第13条の3 (D種優先株式) (省略) (D種優先配当金)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当社は、第37条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているD種優先株式を有する株主(以下「D種優先株主」という。)<u>又はD種優先株式の登録株式質権者(以下「D種優先登録株式質権者」という。)</u>に対し、普通株主若しくは普通株式の登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者、E種優先株式を有する株主(以下「E種優先株主」という。)<u>若しくはE種優先株式の登録株式質権者(以下「E種優先登録株式質権者」という。)</u>、F種優先株式を有する株主(以下「F種優先株主」という。)<u>若しくはF種優先株式の登録株式質権者(以下「F種優先登録株式質権者」という。)</u>及びG種優先株式を有する株主(以下「G種優先株主」という。)<u>若しくはG種優先株式の登録株式質権者(以下「G種優先登録株式質権者」という。)</u>又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(以下上記普通株式及び各種類株式を総称して「D種優先株式に劣後する株式」という。)に先立ち、本項第4号の金額の期末配当(以下「D種優先配当金」という。)を行う。</li> </ol> <p>②～④ (省略) 2.～12. (省略)</p>	<p>第13条の3 (D種優先株式) (現行のとおり) (D種優先配当金)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当社は、第37条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているD種優先株式を有する株主(以下「D種優先株主」という。)<u>又はD種優先株式の登録株式質権者(以下「D種優先登録株式質権者」という。)</u>に対し、普通株主若しくは普通株式の登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者、E種優先株式を有する株主(以下「E種優先株主」という。)<u>若しくはE種優先株式の登録株式質権者(以下「E種優先登録株式質権者」という。)</u>、F種優先株式を有する株主(以下「F種優先株主」という。)<u>若しくはF種優先株式の登録株式質権者(以下「F種優先登録株式質権者」という。)</u>、G種優先株式を有する株主(以下「G種優先株主」という。)<u>若しくはG種優先株式の登録株式質権者(以下「G種優先登録株式質権者」という。)</u>及び<u>H種優先株式を有する株主(以下「H種優先株主」という。)</u><u>若しくはH種優先株式の登録株式質権者(以下「H種優先登録株式質権者」という。)</u>又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(以下上記普通株式及び各種類株式を総称して「D種優先株式に劣後する株式」という。)に先立ち、本項第4号の金額の期末配当(以下「D種優先配当金」という。)を行う。</li> </ol> <p>②～④ (現行のとおり) 2.～12. (現行のとおり)</p>
<p>第13条の4 (E種優先株式) (省略) (E種優先配当金)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当社は、第37条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、普通株主若しくは普通株式の登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者、F種優先株主若しくはF種優先登録株式質権者及びG種優先株主若しくはG種優先登録株式質権者又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式を除く。以下、上記普通株式及び各種類株式を総称して「E種優先株式に劣後する株式」という。)に先立ち、本項第4号に定める金額の期末配当(以下「E種優先配当金」という。)を行う。</li> </ol> <p>②～④ (省略) 2.～12. (省略)</p>	<p>第13条の4 (E種優先株式) (現行のとおり) (E種優先配当金)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当社は、第37条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、普通株主若しくは普通株式の登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者、F種優先株主若しくはF種優先登録株式質権者、G種優先株主若しくはG種優先登録株式質権者及びH種優先株主若しくはH種優先登録株式質権者又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式を除く。以下、上記普通株式及び各種類株式を総称して「E種優先株式に劣後する株式」という。)に先立ち、本項第4号に定める金額の期末配当(以下「E種優先配当金」という。)を行う。</li> </ol> <p>②～④ (現行のとおり) 2.～12. (現行のとおり)</p>

現行定款	変更定款案
<p>第13条の5 (F種優先株式) (省略) (F種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第37条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているF種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式、E種優先株式及びG種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式、E種優先株式及びG種優先株式を除く種類株式を総称して「F種優先株式に劣後する株式」という。)を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当(以下「F種優先配当金」という。)を行う。ただし、本条第4項に定めるF種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のF種優先配当金の支払いは、F種優先中間配当金を差し引いた額による。</p> <p>② (省略) 2.~13. (省略)</p>	<p>第13条の5 (F種優先株式) (現行のとおり) (F種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第37条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているF種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式、E種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式、E種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式を除く種類株式を総称して「F種優先株式に劣後する株式」という。)を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当(以下「F種優先配当金」という。)を行う。ただし、本条第4項に定めるF種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のF種優先配当金の支払いは、F種優先中間配当金を差し引いた額による。</p> <p>② (現行のとおり) 2.~13. (現行のとおり)</p>
<p>第13条の6 (G種優先株式) (省略) (G種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第37条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式を除く種類株式を総称して「G種優先株式に劣後する株式」という。)を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当(以下「G種優先配当金」という。)を行う。ただし、本条第4項に定めるG種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のG種優先配当金の支払いは、G種優先中間配当金を差し引いた額による。</p> <p>② (省略) 2.~13. (省略)</p>	<p>第13条の6 (G種優先株式) (現行のとおり) (G種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第37条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びH種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びH種優先株式を除く種類株式を総称して「G種優先株式に劣後する株式」という。)を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当(以下「G種優先配当金」という。)を行う。ただし、本条第4項に定めるG種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のG種優先配当金の支払いは、G種優先中間配当金を差し引いた額による。</p> <p>② (現行のとおり) 2.~13. (現行のとおり)</p>

現行定款	変更定款案
(新設)	<p><u>第13条の7</u> (H種優先株式)      当社の発行するH種優先株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(H種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、<u>第37条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式（ただし、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式を除く種類株式を総称して「H種優先株式に劣後する株式」という。）を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当（以下「H種優先配当金」という。）を行う。ただし、本条第4項に定めるH種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のH種優先配当金の支払いは、H種優先中間配当金を差し引いた額による。</u></p> <p>② <u>2009年3月31日に終了する事業年度の末日を基準日とする期末配当は行わない。</u>  <u>2009年4月1日（同日を含む。）から2016年3月31日（同日を含む。）までの間に終了する各事業年度の末日を基準日とするものに関しては、1株につきH種優先配当金として、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対して、2,000円（以下「H種清算価値」という。）に1.5%を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。</u>  <u>2016年4月1日以降に終了する各事業年度の末日を基準日とするものに関しては、1株につきH種優先配当金として、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対して、H種清算価値にH種優先株式増加配当率（以下に定義）を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。</u>  <u>「H種優先株式増加配当率」とは、(i)当該基準日が属する事業年度の初日及びその直後の10月1日（ロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ関連するレートが取得可能な日（以下、本項において「ロンドン営業日」という。）でない場合には翌ロンドン営業日）のロンドン時間午前11時現在のユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR6ヶ月物（360日ベース）としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ（又はその承継ページ）に表示される各数値の平均値、(ii)1.5%からH種優先株式の最初の発行日の2東京営業日（東京において銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。）前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R.）としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ（又はその承継ページ）に表示される期間7年に対応するスワップ・レート（当日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R.）を取得できない場合には、当該レートを取得できる直後の東京営業日における当該レートとする。）（以下、かかるスワップ・レートを「H種発行日スワップ・レート」という。）を差し引いた率、及び(ii)1.5%を合計した率とする。ただし、H種優先株式増加配当率の計算は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</u></p>

現行定款	変更定款案
	<p style="text-align: center;">(非累積条項)</p> <p>2. <u>ある事業年度において、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がH種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(非参加条項)</p> <p>3. <u>H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対しては、H種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。</u></p> <p style="text-align: center;">(優先中間配当金)</p> <p>4. <u>当社は、第37条に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株式に劣後する株式を有する株主又はH種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、1株につきH種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当（以下「H種優先中間配当金」という。）を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(残余財産の分配)</p> <p>5. <u>当社の残余財産を分配するときは、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、H種優先株式に劣後する株式を有する株主又はH種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、H種優先株式1株につき、(i)H種清算価値、(ii)H種最終配当金額（以下に定義）、及び(iii)2016年3月31日以前に残余財産の分配が行われる場合には、H種早期取得費（以下に定義）を合計した額に相当する額を支払う。ただし、本項の目的上、H種最終配当金額及びH種早期取得費の定義中、「取得日」を「残余財産の分配が行われる日」と読み替えるものとする。</u></p> <p>② <u>H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対しては、前号の他、残余財産の分配は行わない。</u></p> <p style="text-align: center;">(議決権)</p> <p>6. <u>H種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、H種優先株主は、定時株主総会にH種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは当該総会の時から、H種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該総会の終結の時から、H種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまでH種優先株式500株当たり1議決権を有する。</u>  <u>(株式の併合又は分割、募集株式又は募集新株予約権の割当て等)</u></p> <p>7. <u>当社は、法令に定める場合を除き、H種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。</u></p> <p>② <u>当社は、H種優先株主に対し、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。</u></p> <p style="text-align: center;">(H種優先株式の取得)</p> <p>8. <u>当社は、D種優先株式及びE種優先株式の発行済み株式総数が0となった時以降いつでも、H種優先株式を取得することができる。</u>  <u>(当社の普通株式を対価とする取得請求権)</u></p> <p>9. <u>H種優先株主は、2011年3月1日以降いつでも、下記条件により、その有するH種優先株式を当社が取得し、これと引換えに当社の普通株式を交付するよう請求することができる。</u></p>

現行定款	変更定款案
	<p>② 前号の請求に基づく当社によるH種優先株式の取得と引換えに、当社がH種優先株主に交付すべき当社の普通株式数は、当該H種優先株主が取得請求のために提出したH種優先株式のH種清算価値の総額をその時点で有効なH種優先株式交付価額の総額(以下に定義)で除した数とする。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(1) H種優先株式交付価額  当初のH種優先株式交付価額は、当社にH種優先株式の発行を認めた当社の定款の変更を株主が決議した後の最初の取引日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の大阪証券取引所における当社の普通株式の各取引日の出来高加重平均価格(以下、本項において「VWAP価格」という。)として大阪証券取引所において公表される価格(大阪証券取引所においてVWAP価格が公表されない場合には、当該取引日の東京時間の午後3時から4時の間にブルームバーグL.P.が提供する普通株式のVWAP価格とし、かかるVWAP価格が当該取引日に提供されない場合には、当該取引日の大阪証券取引所における普通株式の終値(気配表示を含む。)とする。)の単純平均価格に相当する金額とする。ただし、当初のH種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(2) H種優先株式交付価額の調整  (4) 下記の算式で計算するとH種優先株式交付価額を下落させることとなる対価で、当社が普通株式を発行若しくは交付した、又は本号(2)(a)に従って発行若しくは交付したとみなされるときにはいつでも(発行済みの新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又はその他同様の権利の行使による当社の普通株式の発行又は交付は除外される。)、かかる発行時若しくは交付時、又は発行若しくは交付したとみなされた直後に、H種優先株式交付価額は以下に従い減額される(以下、このように減額されたH種優先株式交付価額を「調整後H種優先株式交付価額」という。)。ただし、調整後H種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> $\text{調整後H種優先株式交付価額} = \frac{\text{調整前H種優先株式交付価額} \times \frac{\text{発行又は交付前のみなし発行済み普通株式数}}{\text{発行又は交付後ののみなし発行済み普通株式数}} + \frac{\text{当社の受領対価}}{\text{時価}}$ <p>上記算式における「のみなし発行済み普通株式数」とは、当該時点において、当社の普通株式を対象とする新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又はその他同様の権利が全て行使されたと仮定した場合(当該証券又は権利が当該時点において行使可能であるとして計算するものとする。)における発行済み普通株式数を意味する。ただし、当社又はその完全子会社の勘定で所有又は保有されている当社の普通株式は一切含まないものとして計算する。</p>

現行定款	変更定款案
	<p>上記算式における「当社の受領対価」とは、当社の普通株式の発行又は交付の場合には、当該発行又は交付により、当社の普通株式の対価として当社が受け取った、又は受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味し、また、普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利の発行若しくは交付の場合には、当該発行又は交付により、当該証券又は権利の対価として当社が受け取った、又は受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額に、それらの行使により、当社が受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を加えた額を意味する。</p> <p>上記算式における「時価」とは、(i)当社の普通株式が市場で取引されている場合には、調整後H種優先株式交付価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日（終値がない日は除く。）の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の1株当たり終値（気配表示を含む。）の単純平均価格（四捨五入する。）、又は(ii)当社の普通株式が市場で取引されていない場合には、当社の取締役会が誠意をもって決定する当社の普通株式の公正な時価を意味する。</p> <p>(g) 新株予約権等の発行      当社が当社の普通株式を対象とする新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利を発行又は交付する場合、かかる発行又は交付を、当該新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利の行使により発行可能若しくは交付可能な当社の普通株式の発行又は交付であるとみなし、これらの権利により当初条件に従い発行又は交付可能な数の当社の普通株式が、かかる新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利の発行日若しくは交付日に発行又は交付されたものとみなす。</p> <p>(h) 株式分割      当社の普通株式の分割がなされた場合、上記算式にかかわらず、H種優先株式交付価額は、当該株式分割に係る基準日（基準日を定めない場合には効力発生日）の直前に本項に基づくH種優先株式の取得請求が行われていたと仮定した場合にH種優先株主が保有することになる数の当社の普通株式を、H種優先株主が本項に基づく取得請求により交付を受けることができるように適切に調整される。かかる調整は、当該株式分割に係る基準日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日に行われる。</p>

現行定款	変更定款案
	<p>(三) 配当その他の分配  <u>当社が、当社の普通株式に関し、配当を支払い又は普通株主に対してその他の分配を行った場合（ただし、株式分割及び株式配当を除く。）、H種優先株式交付価額は、かかる配当の1株当たり金額（又は現金以外による配当若しくは分配の場合には、当社の取締役会で合理的に決定された当該配当及び分配の1株当たりの公正市場価格）に相当する額を減額される。</u></p> <p>(ホ) その他当社の取締役会が定める調整  <u>本号(2)(イ)乃至(ニ)で規定されている調整に加え、(i)合併、減資、自己株式の取得、若しくは当社の普通株式の併合、(ii)当社の普通株式数の変更、若しくは当社の普通株式数の変更の可能性を生ぜしめる事由の発生、又は(iii)H種優先株式交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後H種優先株式交付価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合のうちいずれかが発生した場合には、当社の取締役会が適当と判断するH種優先株式交付価額に調整されるものとする。</u></p> <p>(ハ) 解釈  <u>本項に不明瞭な点がある場合、又はH種優先株式交付価額が調整されることとされていない何らかの事象の発生に関連して当社の取締役会がH種優先株式交付価額を調整することが公正であると誠意をもって考える場合、当社の取締役会は、本項の目的に照らし、公平かつ均衡であると妥当に判断したときにH種優先株式交付価額を調整する権利を有するものとする。</u>  <u>（当社の普通株式を対価とする取得条項）</u></p> <p>10. <u>当社は、2012年4月1日（同日を含む。）から2014年3月31日（同日を含む。）までの期間、当社の取締役会決議により定める日をもって、H種優先株主及びH種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みH種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにH種優先株式のH種清算価値の総額をその時点で有効なH種優先株式交付価額で除した数の当社の普通株式を交付することができる。ただし、当社の普通株式の時価（上記通知の送付日付で前項第2号(2)(イ)に定めるところに従い計算されたもの。）がその時点で有効なH種優先株式交付価額の150%を上回った場合に限る。また、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。</u></p> <p>② <u>H種優先株式の一部につき、本項に基づく取得を行う場合は、按分比例（端数については抽選）により行う。</u>  <u>（金銭を対価とする取得条項）</u></p> <p>11. <u>当社は、D種優先株式及びE種優先株式の発行済み株式総数が0となった日以降いつでも（ただし、2014年4月1日以降に限る。）、当社の取締役会の決議により定める日（以下、本項において「取得日」という。）をもって、H種優先株主及びH種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みH種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにH種優先株式1株につき、H種優先株式取得価格（以下に定義）相当額の金銭を交付することができる。</u></p>

現行定款	変更定款案
	<p>「H種優先株式取得価格」とは、(i)H種清算価値、(ii)H種最終配当金額、及び(iii)2016年3月31日以前に取得が行われる場合においては、H種早期取得費を合計した額に相当する額を意味する。</p> <p>「H種最終配当金額」とは、(i)取得日が2016年3月31日以前に開始する事業年度に属する場合は、H種清算価値に1.5%を乗じた金額を、当該事業年度の初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算した金額、又は(ii)取得日が2016年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合は、H種清算価値にその時点で有効なH種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの日数で日割計算した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記(i)又は(ii)により計算された金額から、取得日が属する事業年度において支払われた全てのH種優先中間配当金の額が差し引かれるものとする。</p> <p>「H種早期取得費」とは、(i)H種清算価値に、(ii)H種発行日スワップ・レートから、取得日の5東京営業日前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ(又はその承継ページ)に表示される、取得日から2016年3月31日までの期間(以下、本項において「取得費計算期間」という。)に対応するスワップ・レート(当日の東京時間午前10時現在の当該スワップ・レートを取得できない場合には、当該レートを取得できる直前の東京営業日における当該レートとする。)(ただし、取得日が2015年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日前の日のロンドン時間午前11時現在のユーロ円ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(円LIBOR(360日ベース))としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ(又はその承継ページ)に表示される、取得費計算期間に対応する数値とする。)(なお、いずれの場合も対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。)を減じた率(ただし、かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得られた率を0とする。)を乗じた額に、(iii)取得日から2016年3月31日(同日を含む。)までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する金額とする。ただし、H種優先株式取得価格、H種最終配当金額及びH種早期取得費の計算は円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p>② H種優先株式の一部につき、本項に基づく取得を行う場合は、按分比例(端数については抽選)により行う。 (金銭を対価とする取得請求権)</p> <p>12. 株式会社新生銀行ならびにその子会社及び関係会社により合計で当会社の50%超の発行済普通株式が所有されないこととなった場合、D種優先株式及びE種優先株式の発行済み株式総数が0となった時以降、H種優先株主は、H種優先株式の全部を当会社が取得するよう、当会社に対し請求することができる。</p> <p>② 前号に係る取得価格は、1株につき当該請求によって行われるH種優先株式の取得日に有効なH種優先株式取得価格に相当する額とする。 (優先配当金の除斥期間)</p> <p>13. 第38条の規定は、H種優先配当金及びH種優先中間配当金についてこれを準用する。</p>

現行定款	変更定款案
<p>第13条の7 (優先順位)</p> <p>B種優先株式及びC種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。なお、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はB種優先株式及びC種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとし、D種優先株式及びE種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はF種優先株式及びG種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとし、D種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はE種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとする。F種優先株式及びG種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。</p>	<p>第13条の8 (優先順位)</p> <p>B種優先株式及びC種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。なお、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はB種優先株式及びC種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとし、D種優先株式及びE種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はF種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとし、D種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はE種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとする。F種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。</p>

## (別紙) 定款一部変更の件 (2)

(下線は変更部分)

現行定款	変更定款案
<b>第2章 株 式</b>	<b>第2章 株 式</b>
第8条 (株券の発行) 当社は、全部の種類株式に係る株券を発行する。	(削除)
第9条 (単元株式数及び単元未満株券の不発行) (省略) 2. 当社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。	第8条 (単元株式数)  (現行のとおり) (削除)
第10条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1.～3. (省略)	第9条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1.～3. (現行のとおり)
第11条 (株主名簿管理人) (省略) 2. (省略) 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。	第10条 (株主名簿管理人) (現行のとおり) 2. (現行のとおり) 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。
第12条 (株式取扱規則) 当社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	第11条 (株式取扱規則) 当社の株式に関する取扱いは、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
<b>第2章の2 優先株式</b>	<b>第2章の2 優先株式</b>
第13条 (B種優先株式) (省略) (B種優先配当金) 1. 当社は、第37条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式又は普通登録株式質権者に先立ち、1株につき年100円を限度としてB種優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額の期末配当(以下「B種優先配当金」という。)を行う。 ② 当社は、第37条に定める中間配当を行うときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、1株につきB種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当(以下「B種優先中間配当金」という。)を行う。 ③ (省略) 2.～9. (省略) (優先配当金の除斥期間) 10. 第38条の規定は、B種優先配当金及びB種優先中間配当金についてこれを準用する。	第12条 (B種優先株式) (現行のとおり) (B種優先配当金) 1. 当社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式又は普通登録株式質権者に先立ち、1株につき年100円を限度としてB種優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額の期末配当(以下「B種優先配当金」という。)を行う。 ② 当社は、第36条に定める中間配当を行うときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、1株につきB種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当(以下「B種優先中間配当金」という。)を行う。 ③ (現行のとおり) 2.～9. (現行のとおり) (優先配当金の除斥期間) 10. 第37条の規定は、B種優先配当金及びB種優先中間配当金についてこれを準用する。

現行定款	変更定款案
<p>第13条の2 (C種優先株式) (省略) (C種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第37条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているC種優先株式を有する株主(以下「C種優先株主」という。)又はC種優先株式の登録株式質権者(以下「C種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式又は普通登録株式質権者に先立ち、1株につき年100円を限度としてC種優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額の期末配当(以下「C種優先配当金」という。)を行う。</p> <p>② 当社は、第37条に定める中間配当を行うときは、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、1株につきC種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当(以下「C種優先中間配当金」という。)を行う。</p> <p>③ (省略)</p> <p>2.～9. (省略) (優先配当金の除斥期間)</p> <p>10. 第38条の規定は、C種優先配当金及びC種優先中間配当金についてこれを準用する。</p>	<p>第12条の2 (C種優先株式) (現行のとおり) (C種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているC種優先株式を有する株主(以下「C種優先株主」という。)又はC種優先株式の登録株式質権者(以下「C種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式又は普通登録株式質権者に先立ち、1株につき年100円を限度としてC種優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額の期末配当(以下「C種優先配当金」という。)を行う。</p> <p>② 当社は、第36条に定める中間配当を行うときは、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、1株につきC種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当(以下「C種優先中間配当金」という。)を行う。</p> <p>③ (現行のとおり)</p> <p>2.～9. (現行のとおり) (優先配当金の除斥期間)</p> <p>10. 第37条の規定は、C種優先配当金及びC種優先中間配当金についてこれを準用する。</p>
<p>第13条の3 (D種優先株式) (省略) (D種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第37条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているD種優先株式を有する株主(以下「D種優先株主」という。)又はD種優先株式の登録株式質権者(以下「D種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主若しくは普通株式の登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者、E種優先株式を有する株主(以下「E種優先株主」という。)若しくはE種優先株式の登録株式質権者(以下「E種優先登録株式質権者」という。)、F種優先株式を有する株主(以下「F種優先株主」という。)若しくはF種優先株式の登録株式質権者(以下「F種優先登録株式質権者」という。)、G種優先株式を有する株主(以下「G種優先株主」という。)若しくはG種優先株式の登録株式質権者(以下「G種優先登録株式質権者」という。)及びH種優先株式を有する株主(以下「H種優先株主」という。)若しくはH種優先株式の登録株式質権者(以下「H種優先登録株式質権者」という。)又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(以下上記普通株式及び各種類株式を総称して「D種優先株式に劣後する株式」という。)に先立ち、本項第4号の金額の期末配当(以下「D種優先配当金」という。)を行う。</p>	<p>第12条の3 (D種優先株式) (現行のとおり) (D種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているD種優先株式を有する株主(以下「D種優先株主」という。)又はD種優先株式の登録株式質権者(以下「D種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主若しくは普通株式の登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者、E種優先株式を有する株主(以下「E種優先株主」という。)若しくはE種優先株式の登録株式質権者(以下「E種優先登録株式質権者」という。)、F種優先株式を有する株主(以下「F種優先株主」という。)若しくはF種優先株式の登録株式質権者(以下「F種優先登録株式質権者」という。)、G種優先株式を有する株主(以下「G種優先株主」という。)若しくはG種優先株式の登録株式質権者(以下「G種優先登録株式質権者」という。)及びH種優先株式を有する株主(以下「H種優先株主」という。)若しくはH種優先株式の登録株式質権者(以下「H種優先登録株式質権者」という。)又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(以下上記普通株式及び各種類株式を総称して「D種優先株式に劣後する株式」という。)に先立ち、本項第4号の金額の期末配当(以下「D種優先配当金」という。)を行う。</p>

現行定款	変更定款案
<p>② 当社は、第37条に定める中間配当を行う場合、D種優先株式に劣後する株式の株主及び登録株式質権者に先立ち、1株につきD種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当（以下「D種優先中間配当金」という。）を行う。</p> <p>③～④ 2.～10. (省略) (株主による取得請求及び当該取得と引換えに交付される普通株式又は金銭)</p> <p>11. 当社の、ある事業年度末若しくは中間期末における純資産額が560億円を下回り、かかる事実を示す当該事業年度末若しくは中間期末における財務諸表が決算短信若しくは中間決算短信において公表された場合には、D種優先株主は、当該財務諸表の公表後30日以内、又は、当該事業年度末若しくは中間期末から90日以内に決算短信若しくは中間決算短信が公表されなかった場合には、当該90日の経過後30日以内（以下本項において上記各期間を「請求期間」という。）に、当会社に対して通知をすることにより、当会社に対して、法律によって許容される範囲で、当会社の選択により(i)D種優先株式を取得し当該取得と引換えに普通株式を交付すること、又は(ii)D種優先株式を取得し当該取得と引換えに金銭を交付すること、のいずれかを行うことを請求することができる。</p> <p>②～③ (省略) (優先配当金の除斥期間)</p> <p>12. 第38条の規定は、D種優先配当金及びD種優先中間配当金についてこれを準用する。</p>	<p>② 当社は、第36条に定める中間配当を行う場合、D種優先株式に劣後する株式の株主及び登録株式質権者に先立ち、1株につきD種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当（以下「D種優先中間配当金」という。）を行う。</p> <p>③～④ 2.～10. (現行のとおり) (現行のとおり) (株主による取得請求及び当該取得と引換えに交付される普通株式又は金銭)</p> <p>11. 当社の、ある事業年度末若しくは第2四半期末における純資産額が560億円を下回り、かかる事実を示す当該事業年度末若しくは第2四半期末における財務諸表が決算短信若しくは第2四半期決算短信において公表された場合には、D種優先株主は、当該財務諸表の公表後30日以内、又は、当該事業年度末若しくは第2四半期末から90日以内に決算短信若しくは第2四半期決算短信が公表されなかった場合には、当該90日の経過後30日以内（以下本項において上記各期間を「請求期間」という。）に、当会社に対して通知をすることにより、当会社に対して、法律によって許容される範囲で、当会社の選択により(i)D種優先株式を取得し当該取得と引換えに普通株式を交付すること、又は(ii)D種優先株式を取得し当該取得と引換えに金銭を交付すること、のいずれかを行うことを請求することができる。</p> <p>②～③ (現行のとおり) (優先配当金の除斥期間)</p> <p>12. 第37条の規定は、D種優先配当金及びD種優先中間配当金についてこれを準用する。</p>
<p>第13条の4 (E種優先株式) (省略) (E種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第37条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、普通株主若しくは普通株式の登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者、F種優先株主若しくはF種優先登録株式質権者、G種優先株主若しくはG種優先登録株式質権者及びH種優先株主若しくはH種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式（ただし、D種優先株式を除く。以下、上記普通株式及び各種類株式を総称して「E種優先株式に劣後する株式」という。）に先立ち、本項第4号に定める金額の期末配当（以下「E種優先配当金」という。）を行う。</p> <p>② 当社は、第37条に定める中間配当を行う場合、E種優先株式に劣後する株式の株主及び登録株式質権者に先立ち、1株につきE種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当（以下「E種優先中間配当金」という。）を行う。</p> <p>③～④ 2.～11. (省略) (優先配当金の除斥期間)</p> <p>12. 第38条の規定は、E種優先配当金及びE種優先中間配当金についてこれを準用する。</p>	<p>第12条の4 (E種優先株式) (現行のとおり) (E種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、普通株主若しくは普通株式の登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者、F種優先株主若しくはF種優先登録株式質権者、G種優先株主若しくはG種優先登録株式質権者及びH種優先株主若しくはH種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式（ただし、D種優先株式を除く。以下、上記普通株式及び各種類株式を総称して「E種優先株式に劣後する株式」という。）に先立ち、本項第4号に定める金額の期末配当（以下「E種優先配当金」という。）を行う。</p> <p>② 当社は、第36条に定める中間配当を行う場合、E種優先株式に劣後する株式の株主及び登録株式質権者に先立ち、1株につきE種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当（以下「E種優先中間配当金」という。）を行う。</p> <p>③～④ 2.～11. (現行のとおり) (現行のとおり) (優先配当金の除斥期間)</p> <p>12. 第37条の規定は、E種優先配当金及びE種優先中間配当金についてこれを準用する。</p>

現行定款	変更定款案
<p>第13条の5 (F種優先株式) (省略) (F種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第37条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているF種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式、E種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式、E種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式を除く種類株式を総称して「F種優先株式に劣後する株式」という。)を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当(以下「F種優先配当金」という。)を行う。ただし、本条第4項に定めるF種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のF種優先配当金の支払いは、F種優先中間配当金を差し引いた額による。</p> <p>② (省略)</p> <p>2.～3. (省略) (優先中間配当金)</p> <p>4. 当社は、第37条に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているF種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているF種優先株式に劣後する株式を有する株主又はF種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、1株につきF種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当(以下「F種優先中間配当金」という。)を行う。</p> <p>5.～12. (省略) (優先配当金の除斥期間)</p> <p>13. 第38条の規定は、F種優先配当金及びF種優先中間配当金についてこれを準用する。</p>	<p>第12条の5 (F種優先株式) (現行のとおり) (F種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているF種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式、E種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式、E種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式を除く種類株式を総称して「F種優先株式に劣後する株式」という。)を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当(以下「F種優先配当金」という。)を行う。ただし、本条第4項に定めるF種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のF種優先配当金の支払いは、F種優先中間配当金を差し引いた額による。</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>2.～3. (現行のとおり) (優先中間配当金)</p> <p>4. 当社は、第36条に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているF種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているF種優先株式に劣後する株式を有する株主又はF種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、1株につきF種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当(以下「F種優先中間配当金」という。)を行う。</p> <p>5.～12. (現行のとおり) (優先配当金の除斥期間)</p> <p>13. 第37条の規定は、F種優先配当金及びF種優先中間配当金についてこれを準用する。</p>
<p>第13条の6 (G種優先株式) (省略) (G種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第37条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びH種優先株式を除く。以下、上記普通株式、</p>	<p>第12条の6 (G種優先株式) (現行のとおり) (G種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びH種優先株式を除く。以下、上記普通株式、</p>

現行定款	変更定款案
<p>ならびにD種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びH種優先株式を除く種類株式を総称して「G種優先株式に劣後する株式」という。)を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当(以下「G種優先配当金」という。)を行う。ただし、本条第4項に定めるG種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のG種優先配当金の支払いは、G種優先中間配当金を差し引いた額による。</p> <p>② (省略)</p> <p>2.～3. (省略) (優先中間配当金)</p> <p>4. 当会社は、第37条に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株式に劣後する株式を有する株主又はG種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、1株につきG種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当(以下「G種優先中間配当金」という。)を行う。</p> <p>5.～12. (省略) (優先配当金の除斥期間)</p> <p>13. 第38条の規定は、G種優先配当金及びG種優先中間配当金についてこれを準用する。</p>	<p>ならびにD種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びH種優先株式を除く種類株式を総称して「G種優先株式に劣後する株式」という。)を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当(以下「G種優先配当金」という。)を行う。ただし、本条第4項に定めるG種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のG種優先配当金の支払いは、G種優先中間配当金を差し引いた額による。</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>2.～3. (現行のとおり) (優先中間配当金)</p> <p>4. 当会社は、第36条に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株式に劣後する株式を有する株主又はG種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、1株につきG種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当(以下「G種優先中間配当金」という。)を行う。</p> <p>5.～12. (現行のとおり) (優先配当金の除斥期間)</p> <p>13. 第37条の規定は、G種優先配当金及びG種優先中間配当金についてこれを準用する。</p>
<p>第13条の7 (H種優先株式) (省略) (H種優先配当金)</p> <p>1. 当会社は、第37条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式を除く種類株式を総称して「H種優先株式に劣後する株式」という。)を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当(以下「H種優先配当金」という。)を行う。ただし、本条第4項に定めるH種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のH種優先配当金の支払いは、H種優先中間配当金を差し引いた額による。</p>	<p>第12条の7 (H種優先株式) (現行のとおり) (H種優先配当金)</p> <p>1. 当会社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式を除く種類株式を総称して「H種優先株式に劣後する株式」という。)を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当(以下「H種優先配当金」という。)を行う。ただし、本条第4項に定めるH種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のH種優先配当金の支払いは、H種優先中間配当金を差し引いた額による。</p>

現行定款	変更定款案
<p>② (省略)</p> <p>2.～3. (省略) (優先中間配当金)</p> <p>4. 当社は、第37条に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株式に劣後する株式を有する株主又はH種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、1株につきH種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当（以下「H種優先中間配当金」という。）を行う。</p> <p>5.～12. (省略) (優先配当金の除斥期間)</p> <p>13. 第38条の規定は、H種優先配当金及びH種優先中間配当金についてこれを準用する。</p>	<p>② (現行のとおり)</p> <p>2.～3. (現行のとおり) (優先中間配当金)</p> <p>4. 当社は、第36条に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株式に劣後する株式を有する株主又はH種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、1株につきH種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当（以下「H種優先中間配当金」という。）を行う。</p> <p>5.～12. (現行のとおり) (優先配当金の除斥期間)</p> <p>13. 第37条の規定は、H種優先配当金及びH種優先中間配当金についてこれを準用する。</p>
第13条の8 (省略)	第12条の8 (現行のとおり)
<b>第3章 株主総会</b>	<b>第3章 株主総会</b>
第14条～第21条 (省略)	第13条～第20条 (現行のとおり)
<p>第22条 (種類株主総会)</p> <p>第14条、第16条、第18条乃至第21条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p>2. 第15条の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>3. 第17条第1項の規定は、会社法第324条第1項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>4. 第17条第2項の規定は、会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>	<p>第21条 (種類株主総会)</p> <p>第13条、第15条、第17条乃至第20条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p>2. 第14条の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>3. 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>4. 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>
<b>第4章 取締役及び取締役会</b>	<b>第4章 取締役及び取締役会</b>
第23条～第29条 (省略)	第22条～第28条 (現行のとおり)
<b>第5章 監査役及び監査役会</b>	<b>第5章 監査役及び監査役会</b>
第30条～第35条 (省略)	第29条～第34条 (現行のとおり)
<b>第6章 計 算</b>	<b>第6章 計 算</b>
第36条～第38条 (省略)	第35条～第37条 (現行のとおり)
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><b>附則</b></p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日をもって前条及び本条を削除するものとする。</u></p>